

社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）の算定誤りと市営住宅の過年度住宅使用料の誤徴収について

令和 6 年 8 月 9 日

合志市都市建設部都市計画課

地方公共団体が公営住宅の入居者に対する家賃負担を軽減するため、国が交付する「社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）」において、本市の算定の誤りが判明しました。また、市営住宅の住宅使用料について、誤徴収があったことが判明しました。

1. 経緯

■令和 4 年 11 月、会計検査院の検査において、本市が執行した「社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）」について、主に次の 2 点を指摘される。

①「推定再建築費」を求める係数（※ 1）の誤り

※ 1：現在の建物と同等の建物を建築する場合に要する費用を算定するための数値（推定再建築費＝当時の建築費用×係数）

②誤った同係数を用いたことによる「近傍同種家賃（※ 2）」の計算誤り

※ 2：近隣の同程度の民間賃貸住宅の家賃。交付金の算定に用いる。

■受検後、本市において過去 5 年間の同交付金を再計算し、会計検査院が確認。

■本年 5 月、熊本県を通じ、交付金の差額について、国に返還するよう連絡あり。

2. 算定誤りと誤徴収の概要（本市の市営住宅：15 住宅）

■「社会資本整備総合交付金」の算定誤り（平成 30 年度・令和元年度）

- ・対象住宅：1 住宅
- ・過大に交付を受けていた額

平成 30 年度：95 万 6 千円、令和元年度：36 万 3 千円 計 131 万 9 千円

■住宅使用料の誤徴収（平成 31 年度～令和 4 年度）

- ・対象住宅：13 住宅
- ・徴収漏れ：59 世帯・計 242 万 8 千 100 円
- ・還付：19 世帯・計 1 万 5 千 800 円

3. 主な要因

- ①「推定再建築費」の算定にあたり、用いるべき、毎年国土交通大臣が建物の構造及び建築年度ごとに定める係数を用いていなかった。
- ②容積率の過少算出
- ③損害保険料の算出方法の誤り
- ④補助基本月額算出計算方法の誤り（※交付金算定の誤りのみ）

※いずれも職員の知識不足や確認不足が原因。

4. 今後の対応

■社会資本整備総合交付金を国に返還

- ・補正予算を計上し、議会議決後、国に返還。

■徴収漏れ・還付

- ・徴収漏れ分は、個別訪問し丁寧な説明の上、資力に応じ分割納付等の相談に応じつつ、徴収を進める。還付については、すみやかに還付する。

■再発防止策

- ・都市建設部として、改めて関係法制の遵守を徹底するとともに、社会資本整備総合交付金および住宅使用料の算定にあたっては、複数の職員でのチェックを徹底し、管理体制の強化を図ります。

5. 市長コメント

このたび、都市建設行政において、このような事態が生じたことは誠に遺憾で、市民の皆様に心からお詫びを申し上げます。改めて、全庁的に関係法制の遵守を徹底し、今後このようなことが起きないように、再発防止に努めてまいります。